

## 守成クラブ神戸三田会場 会員規約

守成クラブ神戸三田会場

発行：2025年12月20日

守成クラブとは

『創業は易し、守成なり難し』

「貞観政要」という中国の書物から引用した「創業守成」（守成は創業より難し）、同時に「先祖の 完成した事業を受け継いで守っていく」とする守成（史記）の言の2つを基に伊藤小一創設者が命名しました。

守成クラブの理念

「かけがえのない会社を潰してはならない」この一点を貫き運営されている商売交流の全国組織です。単なる異業種交流とは違い、「商売繁盛」を前面に打ち出し、「本音で自社をPRし、互いに商売（実利）に徹して売上を伸ばす」ことを第一の目的としています。

会員同士が力を合わせ互いのマーケットを拡大すると共に、互いの商売繁盛を目指し実利に徹した商談を積極的に行うものです。しかもそのネットワークは全国規模に広がっています。

守成クラブの活動

「自分たちの市場は自分たちで創る。」毎回大勢の参加者が集うことは、お互いにビジネスチャンスを広げること。毎回新しい参加者と出会えることは、互いのマーケットが更に広がること。初めて出逢う多数の経営者と交換した1枚の名刺…。その名刺からやがてビッグなビジネスチャンスが生まれます。ビジネスは、行動なければ結果も生まれない。さあ、あなたも経営者として踏み込んでみませんか。あなたの行動力と決断力をもって守成の扉をあけてください。がんばってる仲間が、がんばるあなたを待っています。

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当会の名称は『守成クラブ神戸三田会場』という。

(事務局住所)

第2条 当会の事務局住所は、代表世話人或いは事務局世話人の事業所に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、中小零細企業が創業または受け継いだ会社を守り、発展させていくために

『商売繁盛』を全面に打ち出し、「ビジネス拡大」に結びつく活動を積極的に行うこと、並びに会員相互間の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 毎月1回（原則第4木曜日）の仕事バンバンプラザ定例会の開催
- (2) 会員同士のビジネス交流・経済交流・業務提携・共同事業の促進
- (3) 会員同士の親睦を図る為、親睦会の開催（不定期）
- (4) その他、世話人会で承認され、目的を達成するために必要と思われる事業

(事業への参加、罰則及び禁止事項)

第5条 事業参加の欠席は必ず指定期日までにマイページへ申請・報告しなければならない。

- (1) 第4条(1)の例会参加費用は、1人5,000円とする（昼食代含む）
  - (2) その他の事業については、その都度参加費を設定するものとする
2. 参加を取り消す場合は例会一週間前までにその旨をサイトのマイページに申請・報告しなければならない。この場合、例会参加費は徴収しないものとする。
- 期日を超えた場合の欠席はキャンセル料（全額）を支払わなければならない。  
(自会場会員は基本的に「デフォルト参加」になっており自動的に参加となっている為、参加申請は必要ありません。)
3. 参加申込をし、当日無断欠席する場合は参加費全額を支払わなければならない。また、ゲスト参加者が当日無断欠席した場合も、紹介した会員がゲスト参加者に代わり参加費全額を支払うものとする。支払方法は例会終了後1週間以内に神戸三田会場の口座への振り込みで支払うものとする。
4. ゲストの参加は自会場、他会場含め1回のみとする。
5. ゲスト参加で未入会者は、当会で知り得た会員に対してのビジネスのアピール、勧誘、ダイレクトメール等や、個人情報の使用を禁止とし、当日の交換した名刺は全て事務局へ返還しなければならない。

第3章 会員

(会員)

第6条 当会の会員は、次の種別とする。

- (1) 準会員・・・・・・・・ 入会届を出し、入会金、年会費を納めた者
- (2) 正会員・・・・・・・・ 入会者を1名以上紹介した者
- (3) ゴールド会員・・・・ 入会者を10名以上紹介した者（在籍会員10名以上）  
で、守成クラブ本部の承認を得た者
- (4) ダイヤモンド会員・・ ゴールド会員で、他に1会場を立ち上げるか、  
入会者を100名以上紹介し、本部の承認を得た者
- ※(5)紫会員・・・・・・・・ 正会員資格を持つが在籍紹介者数が「0」の者  
(他会場への公式例会への参加できないこととする。)

(入会)

第7条 当会へ入会する者は次の条件を満たさなければならない。

- (1) 当会員の紹介を受けること（自会場、他会場問わない）
  - (2) 法人代表者並びに個人事業主、またはそれに準ずる者で決済権があること、  
または世話人会で認められた場合
  - (3) 宗教団体、政治団体、反社会的勢力等に所属していないことや  
ネットワークビジネス、法人化していない保険代理業など
2. 前項に拘わらず、世話人会が入会不相当と判断した場合は入会することができない

(会員資格喪失)

第8条 会員が次の各号の1つに該当するに至ったときは、資格を喪失する。

- (1) 入会金及び年会費を納めないとき
- (2) 退会届けを提出したとき
- (3) 本人が死亡したとき
- (4) 本人所属の会社が消滅したとき
- (5) 当会を除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、当会の事務局に退会届けを提出し、任意に退会することが出来る。

(除名)

第10条 会員が次の各号の1つに該当するに至ったときは、世話人会を開催し、出席世話人の決議により除名することが出来る。但しこの場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) 当会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### (3) 法令違反、犯罪行為などを行った場合

#### (抛出金品の不返還)

第11条 第9条・第10条の定めにより退会となる場合、既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### (胸章)

第12条 会員には本部より、胸章（以下、「バッチ」という）を貸与する。

2. 例会参加時は、下記の区分に応じ必ずバッチを着用しなければならない。
  - (1) 準会員・・・・・・・・ 緑バッチ
  - (2) 正会員・・・・・・・・ 赤バッチ
  - (3) ゴールド会員・・・・ ゴールドバッチ
  - (4) ダイヤモンド会員・・・ ダイヤモンドバッチ
  - (5) ※紫会員は赤バッチとするが会員資格は準会員とする（紫の胸章はない）
3. 紛失、並びに忘失した場合は緑、赤バッチについては500円で購入しなければならない。
4. 第8条、第9条及び第10条に該当した者は、すみやかに事務局へ返還しなければならない。

#### (自社PR及びブース出店)

第13条 当会員が定例会において、自社PR又は、ブース出店を希望する場合は、事前にマイページより申請をしなければならない。但し、資料のテーブル配布については届出は不要とする。

2. 前項の自社PR、ブース出店は正会員のみとし、世話人会の承諾・要請がない限り準会員には認めない。
3. 準会員は一度のみブース出展することができる（チャレンジブースとして）、この場合もマイページより申請しなければならない

## 第4章 世話人

#### (世話人及び定数)

第14条 当会には、次の範囲内で代表世話人、副代表世話人、世話人並びに事務局・会計・サポーターを置く。

代表世話人 : 1名

副代表世話人 : 世話人会にて適当と判断する人数

事務局 : 世話人会にて適当と判断する人数

会計               ；世話人会にて適当と判断する人数  
世話人             ；世話人会にて適当と判断する人数  
サポーター       ；世話人会にて適当と判断する人数

(代表世話人及び役付世話人並びに世話人の選任)

第15条 次期代表世話人は、現代表世話人の任期終了となる遅くとも3ヶ月前までに、自薦、及び他薦された正会員の中から、現世話人会の総意をもって選任されるものとする。  
2. 新代表世話人は新世話人を選任し、選任された者の中から、副代表世話人と事務局を選任する。その定数は第14条2項の通りとする。

(職務)

第16条 代表世話人は、当会を代表しその業務を総理する。  
2. 副代表世話人を置いた場合は、代表を補佐し代表世話人に事故ある場合、または、欠けた場合はその業務を代行する。  
3. 世話人は、世話人会を構成し、この規約の定め及び世話人会の決議に基づき、当会の業務を遂行する。  
4. 事務局は、当会の事務全般の業務を行う。  
5. 事務局とは別に会計担当者を置くことができる。  
6. 例会運営・イベント運営等の世話人補助としてサポーターを置く事ができる。

(任期)

第17条 世話人（代表世話人及び役付世話人を含む）の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。  
2. 補欠又は、増員によって就任した世話人の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第18条 世話人が次の各号の1つに該当するに至ったときは、世話人会の総意によりこれを解任することができる。但しこの場合、その世話人に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。  
(1) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えられないと認められるとき  
(2) 業務上の義務違反、その他世話人としてふさわしくない行為があったとき

## 第5章 世話人会

(世話人会)

第19条 世話人会を招集するには、各世話人に対して1週間前までに通知する。但し、緊

急を要する場合は、2日前までに発することを妨げない。

- 2.世話人会は、業務執行その他法令又は、規約に定める事項を決議する。但し、当会の通常の業務の他、重要でない事項の決議は、世話人会の出席過半数の決議により代表世話人に委ねることが出来る。
- 3.世話人会の決議は、世話人の出席過半数をもってこれをなす。
- 4.世話人会の議長は、代表世話人がこれに当たる。但し、代表世話人は他の世話人を議長に選ぶことが出来る。

(議事録)

第20条 世話人会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 議題
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(世話人報酬)

第21条 当会の世話人報酬は無報酬とする。

県外他会場、事務局会議、総会などへの参加の場合、別途、交通費・宿泊費等の費用は会場費として計上する事ができ、この金額は世話人会にて決定する、

## 第6章 監査人

(監査の定数及び職務)

第22条 当会の監査人を置く事ができ、これは3名以内とする。

2.監査は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 世話人の業務遂行の状況を監査する
- (2) 当会の財産の状況を監査する
- (3) 前2号の規約による監査の結果、当会の業務又は、財産に関し不正の行為、又は、法令若しくは、規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを世話人会に報告する
- (4) 前号の報告する為必要がある場合には、世話人会を招集すること
- (5) 世話人の業務遂行の状況又は、当会の財産の状況について、世話人に意見を述べ、若しくは、世話人会の招集を請求すること

(監査の選任)

第23条 代表世話人の指名により選出され、世話人会の過半数の賛同をもって選任され

る。

(監査の任期)

第24条 第17条の規定は、監査員の任期について準用する。

## 第7章 顧問

(顧問)

第25条 当会に顧問を置くことができる。

2.顧問は、当会の目的達成のために代表、副代表経験者の中から、代表世話人が委嘱する。

3.顧問は当会の目的達成について必要な事項について代表の諮問に応ずる。

4.第17条の規定は、顧問の任期について準用する。

## 第8章 会計

(会計の原則)

第26条 当会の会計は、会計原則に従って行うものとする。

(事務経費)

第27条 当会の事務経費は、運営費（通信費・交通費・消耗品費等）として必要な経費は実費として計上し、領収書をもとに支払うものとする。

(事業の予算及び決算)

第28条 当会の事業及びこれに伴う収支予算及び決算は、代表世話人の指示を受け、事務局が作成し、世話人会の議決を得なければならない。

## 第9章 事業年度

(事業年度)

第29条 当会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

## 第10章 その他

(総会)

第30条 会員より総会開催の要請がある場合は、世話人会で審議し、出席世話人の過半数の承諾があれば、これを遅滞なく開催しなければならない。

(補助金)

第31条 当会の会員が守成クラブ本部に参加や総会、事務局会議などへ参加する場合、当会より次次の金額を補助するものとし、金額は世話人会にて決定するものとする。(18条を準用するものとする。)

2. 前項の補助を受けようとする会員は事前に世話人会にて決議しなければならない。
3. 清算は、原則、会終了後、直近開催される当会の例会当日に行うものとし、会出席が確認できる領収書の写しを事務局に提出することで規定の補助金を現金で支給する。
4. 補助金を受けた会員は、当会の例会において会員に対し会出席の報告を負うものとする。
5. 代表世話人は当会の運営において必要と判断した場合、いつでも第1項各号の金額の補助を停止または変更できるものとする。

(細則)

第32条 この規約の施行について必要な細則は、世話人会の出席過半数の議決を経て代表世話人がこれを定める。

附則

- 1.この規約は、2025年12月20日から施行する。